自治労東京都本部ニュース掲載（２０１０年４月１５日発行）コラム

婚姻時の「改正」は「９８％」が女性だ。▼民法「夫婦同氏原則」でどちらかに決めなければならい。▼働く女性が増え、改姓に伴う不利益や、実質的な男女不平等が指摘されている。▼希望する人は「選択的夫婦別姓」をという民法改正の動きから１４年。▼千葉法務大臣は、先月「選択的夫婦別姓」「相続の婚外子差別撤廃」「女性の再婚禁止期間の６か月から１００日に」「女性の結婚年齢を１６歳から男性と同じ１８歳へ」等の民法改正案を示した。▼「家族の絆を壊す」と都議会自民党は「選択的夫婦別姓導入に反対する意見書の提出に関する請願」等反対の動きがある。▼個人の氏に対する人格的利益の尊重、多様な家族のあり方を認め、新しい絆を結び、すべての子どもが平等で権利が尊重される法改正を実現する時が来た。▼明治の旧民法で夫の暴力や、別居後の親権を奪われ苦しめられた女性の一人、詩人の金子みすずが「みんな違って、みんないい」と詩を残している。

（樺山　弘美）